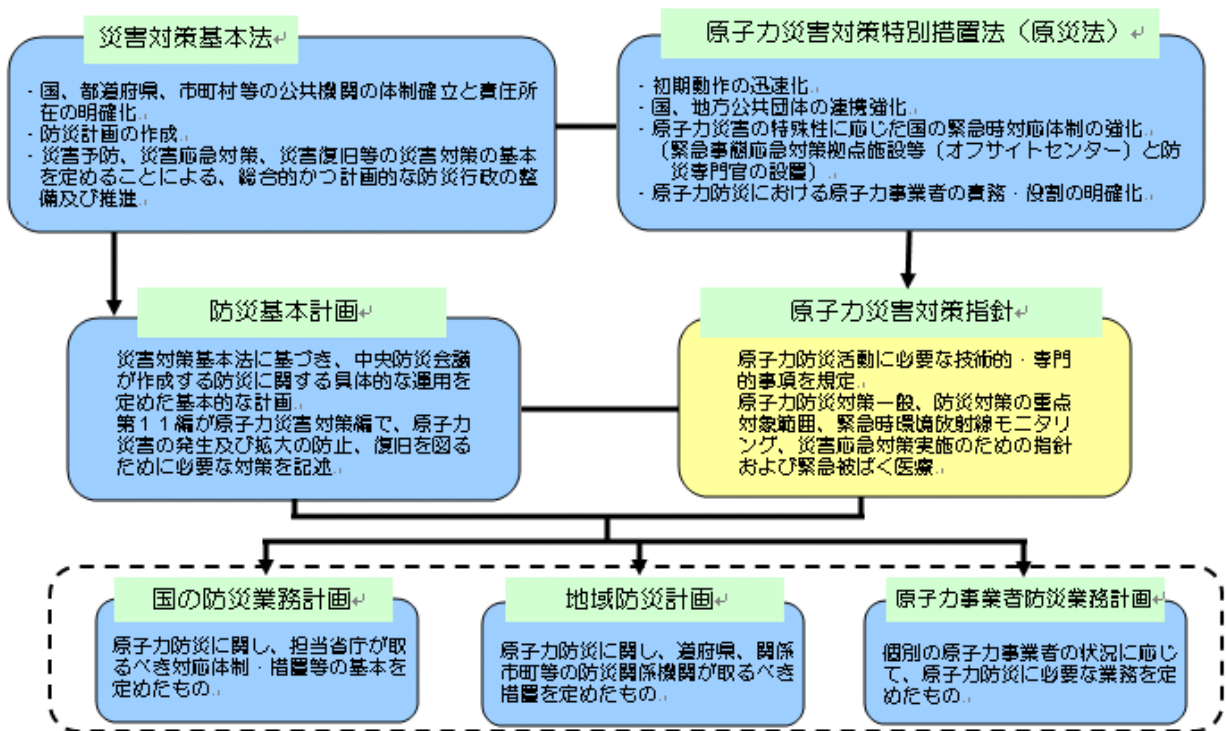


# 愛媛県地域防災計画修正案について (原子力災害対策編)

## 1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務の大綱について定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

### 原子力防災に関する法体系



## 2 計画修正の背景

今回、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針が修正されたことを受け、本計画を修正するものである。

## 3 計画修正の概要

今回の地域防災計画の主要な修正事項は以下のとおりである。

### (1) 防災基本計画（国）の修正に対応

- 複合災害時における防護措置の考え方の明確化

複合災害が発生した場合においては、人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

## (2) 原子力災害拠点病院等の施設要件の改正に対応

### ○ 原子力災害拠点病院等の基本的役割の明確化

#### ・ 原子力災害拠点病院

原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能し、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行う。

#### ・ 高度被ばく医療支援センター

原子力災害拠点病院では対応が困難な長期的かつ専門的治療を要する被ばくを伴う傷病者並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援、助言等が可能な専門家の派遣、高度専門的な教育研修の実施等による支援を行う。

高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定する。

## (3) 原子力規制委員会の告示に対応

- 廃止措置計画の認可受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設の原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定める。予防避難エリアについては、原子力災害対策重点区域外とする。

## (4) 原子力事業者防災業務計画の修正に対応

- ・ 緊急時活動レベル（EAL）の修正